

伊那市議会 議員政治倫理条例 4月1日施行

市民と議員の信頼関係の基盤を築くために

昨年の12月定例会で伊那市議会議員政治倫理条例が全会一致で成立し、本年4月1日から施行されることになりました。

伊那市議会では、一昨年6月定例会で議会改革特別委員会の設置が決まった後、18回の委員会を開催して条例制定に向けて協議を重ねてきました。

今回は、この政治倫理条例の概要について説明します。詳しい条文及び施行規程は伊那市のホームページをご覧ください。

議会改革特別委員会

条例制定の目的

この条例は、議会の役割並びに議員と市民の責務を明確にし、議員として活動する上で遵守すべき行動基準である政治倫理基準を定めて、市民の信頼に応え、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

条例の主な内容

この条例は、「議員の責務」と「市民の責務」を明確にしたうえで
 ●政治倫理基準 ●市民の審査請求 ●政治倫理審査会 ●議会の措置
 審査結果の公表 などから成り立っています。



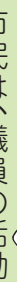
委員会での協議の様子

議員の責務



議員は、市民を代表して市政に携わる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守し、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努め、自ら積極的に説明責任を果たさなければならない。

市民の責務



市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目して、必要に応じ説明責任を果たすよう求める一方、議員に対し政治倫理基準を逸脱する行為を求めてはならない。

一 政治倫理基準

議員は、次に掲げるような政治倫理基準を遵守しなければならない。

- ① 不正な影響力の行使の禁止
 議員は、市長その他の執行機関及びその補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び指定管理者（伊那市公の施設の指定管理者）の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定されたものをいう。）の役職員（以下「職員等」という。）に対し、その権限又は地位を利用して、次に掲げる行為によつて、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはなりません。
- ② 公共工事、物品の購入その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利になるような働きかけをすること。
- ③ その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をすること。

② 兼業等の報告義務

議員は、自ら若しくは配偶者が事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職、支配人又は清算人に就いている場合は、別に定めるところにより速やかに議長に報告しなければならない。

- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金を受け、又は受けようとする法人等

③ 工事等に関する契約自粛

議員は、自ら若しくは配偶者が事業を営んでいる場合又は役員として、若しくは実質的に事業の経営に関与する場合は、地方自治法第92条の2の規定の主旨を尊重し、市が行う工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請若しくは再委託に関する契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

「実質的に事業の経営に関与する行為をすること。」

二 市民の審査請求

市民及び議員は、政治倫理基準に違反する行為があると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員の選挙権を有するもの40人以上の連署を持って、議長に審査を請求することができます。

議長は有効かつ適正な審査の請求がなされたときは伊那市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）にその審査を求めなければならない。

三 政治倫理審査会

議長は、審査の請求があったときは、審査会を委員5人以上で委嘱し設置します。審査会は当該審査の請求の適否及び当該事案の存否について非公開で審査を行い、文書で議長



に審査結果を報告しなければならない。

四 審査結果の公表

議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求を受けた議員又は審査請求した者に対し、その旨を文書で通知するとともにその概要を公表しなければならない。

五 議会の措置

議長は、審査会による報告又は建議を尊重するとともに、当該被審査請求議員が政治倫理基準に違反したと認めるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じるものとします。

市民の皆様のご理解とご協力を!

伊那市議会では、市民に「開かれた議会」、市民から「信頼される議会」を目指して、平成24年に議会基本条例を制定し、このたび議員政治倫理条例を制定しました。議会のチェック機能など本来の機能を発揮するためには、議会を構成する議員の資質の向上を図ることが当然必要ですが、それ以前に市民の目線から見て疑惑をもたれるような行為をしてはならないことが要求されます。その意味で議会をチェックするのが市民の責務でもあります。本条例には市民としての責務をも規定しました。

市民の皆様にも本条例の主旨を理解いただき、また、ご協力をいただいで市政の発展に努めていきたいと思ひます。

審査請求書並びに審査請求者署名簿の様式については、議会事務局(電話78-4111 内線2811)までお問い合わせください。

議会改革特別委員会 委員長：黒河内浩 副委員長：飯島光豊
 委員：平岩國幸 飯島尚幸 二瓶裕史 柴満喜夫 宮島良夫 新井良二